



福岡医発第531号(地)  
令和2年5月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染・感染疑い状態で亡くなられた方  
ご遺体の引き渡し前の取扱いについて

今般、標記について、福岡県葬祭業協同組合より福岡県保健医療介護部を通じて別添のとおり下記の対応について協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の取扱いについて
  - ・葬祭従事者へ感染者である旨を伝えてください。
  - ・ご遺体の納体袋への収納外側消毒及びご納棺目張り外側消毒をお願いいたします。
  - ・遺体搬送時間は、火葬手続き終了後火葬に合わせた時間となりますので、その時間までのご安置をお願いいたします。
- 2 新型コロナウイルスにより亡くなられた疑いがある方のご遺体について
  - ・感染が疑われるご遺体は、感染が疑われる旨を伝えてください。
  - ・感染が強く疑われるご遺体は、検査を実施していただくか、感染して亡くなられた方と同様の取扱いとするようお願いいたします。

以上

---

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之  
会長 島田昇二郎

2 疾病第 4 7 7 号  
令和 2 年 4 月 2 4 日

公益社団法人福岡県医師会長  
公益社団法人福岡県病院協会長  
一般社団法人福岡県私設病院協会長  
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長  
一般社団法人福岡県精神科病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長  
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部)

新型コロナウイルス感染・感染疑い状態で亡くなられた方のご遺体  
の引き渡し前の取り扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く  
お礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 2 3 日付 2 生衛第 2 4 3 号「新型コロナウイルス感染症によ  
り亡くなられた方の遺体の取扱いについて」にて、感染症指定医療機関及び入院協  
力医療機関に対し、ご遺体を納体袋に納める作業及び納体袋の表面を消毒してい  
ただくことをお願いしております。

今般、標記について、福岡県葬祭業協同組合から別添（写）のとおり要望があり  
ましたので、下記の対応について、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の取扱いについて
  - ・ 葬祭従事者へ感染者である旨を伝えてください。
  - ・ ご遺体の納体袋への収納外側消毒及びご納棺目張り外側消毒をお願いいた  
します。
  - ・ 遺体搬送時間は、火葬手続き終了後火葬に合わせた時間となりますので、  
その時間までのご安置をお願いいたします。
- 2 新型コロナウイルスにより亡くなられた疑いがある方のご遺体について
  - ・ 感染が疑われるご遺体は、感染が疑われる旨を伝えてください。
  - ・ 感染が強く疑われるご遺体は、検査を実施していただくか、感染して亡く  
なられた方と同様の取扱いとするようお願いします。

－問合せ先－

保健医療介護部がん感染症疾病対策課  
感染症対策係 諫山

TEL 092-643-3268 FAX 092-643-3331

(公社) 福岡県医師会長 様  
(公社) 福岡県病院協会长 様  
(一社) 福岡県私設病院協会长 様  
(一社) 福岡県精神科病院協会长 様  
(公社) 全国自治体病院協議会福岡県支部長 様

福岡県葬祭業協同組合  
理事長 馬場 昭典



## 新型コロナウイルス感染・感染疑い状態で亡くなられた方 ご遺体の引き渡し前の取り扱いに関する要望

平素は当組合員にご支援、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

現在、日々感染のリスクに苛まれながらも医療の最前線でご活躍なさる全ての皆様方に感謝すると共に心より敬意を表します。また、県内では止む無くご自身の体を犠牲にしてまで医療へ従事なさった結果、感染された方々へお見舞い申し上げます。

さて、ご承知のことかと存じますが令和2年4月7日に一部改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日）において、葬祭業は「自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者」とされ、事業の継続を求められています。この大変な最中 誠に恐縮ではございますが、私共葬祭従事者も感染拡大を防ぐために、今できる事をできる限り行い業務を遂行しているところでございます。しかしながら医療従事者の皆様と比べると防護服等の物資も無く非常に危険な状況下であります。私共がご遺体搬送業務を院内にて行う事は、外部からのウイルスの持ち込み 又はご遺体からウイルスの持ち帰りも十分に想定されます。また、各葬儀社は式場以外に預かる施設も無いのが現実です。

福岡県より以下の通達がなされていると存じます。

- 1、県備蓄の納体袋について、保健福祉（環境）事務所から医療機関に渡す。
- 2、遺体を納体袋に納める作業及び納体袋の表面の消毒は、医療従事者が行う。

その上で、これ以上感染を広げないためにも、勝手を申して恐縮ではございますが、下記のとおりご対応頂けますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 新型コロナウイルスに感染されたご遺体

- 一、私共葬祭従事者へも 感染の告知をお願いいたします
- 二、処置室等での納体袋への収納 外側消毒・ご納棺 目張り外側消毒までをお願いいたします
- 三、遺体搬送業務に参ります時刻は火葬手続き終了後 火葬に合わせてのお迎えとなりますのでその時刻までのご安置をお願いいたします

#### 2 新型コロナウイルス感染が疑われるご遺体

- 一、感染が疑われるご遺体（医師・看護師様が防護服を使用して治療等を行われた患者）も感染が疑われる旨の告知をお願いいたします
- 二、私共葬祭従事者は 感染の有無が不確定の間では 適切な搬送業務ができません  
その為に速やかな検体の検査 及び 検査結果が判明するまでの間 ご安置をお願いいたします

以上